



くみあいニュース

2005 年度第 4 号
2005 年 9 月 26 日

島根大学職員組合広報部

内線 2198 ダイヤルイン(0852)32 - 6407

e-mail : union-s@sula0043.soc.shimane-u.ac.jp

http://sula0043.soc.shimane-u.ac.jp/kumiai/kumiai.html

島根大学の給与体系の方針について学長に会見を求める

8/15 に人事院勧告がなされました。今年度の人勤については、全大教新聞のように基本給 0.3% マイナス、ボーナス 0.5 ヶ月プラス、扶養手当で 500 円マイナスという結果でした。それに加え来年度以降の給与体系の見直しがありました。それに対して、島大の給与体系はどのように影響するのかを問う予定です(会見申入書は 4 ページ)。今行なわれている特別国会では、優先課題として、人勤に定める国家公務員給与法が議論されます。そのためこの問題は急を要することになります。

現在の島大では人勤準拠という暗黙の了解があるようです。実際には人勤に準拠した国家公務員給与法に従うというものです。ひょっとしたら島大職員にも、それが当たり前というような風潮があるかもしれません。しかし、それは大きな間違いです。我々はすでに国立大学法人の職員であり、国家公務員とは異なることを自覚すべきではないでしょうか(失業保険も支払っています)。実際、今回の人勤には発想そのものに大きな問題があります。国家公務員時代には、人勤に対して意義申し立ての働きかけもできたでしょう。それができないだけでも不利益な状態にあります。

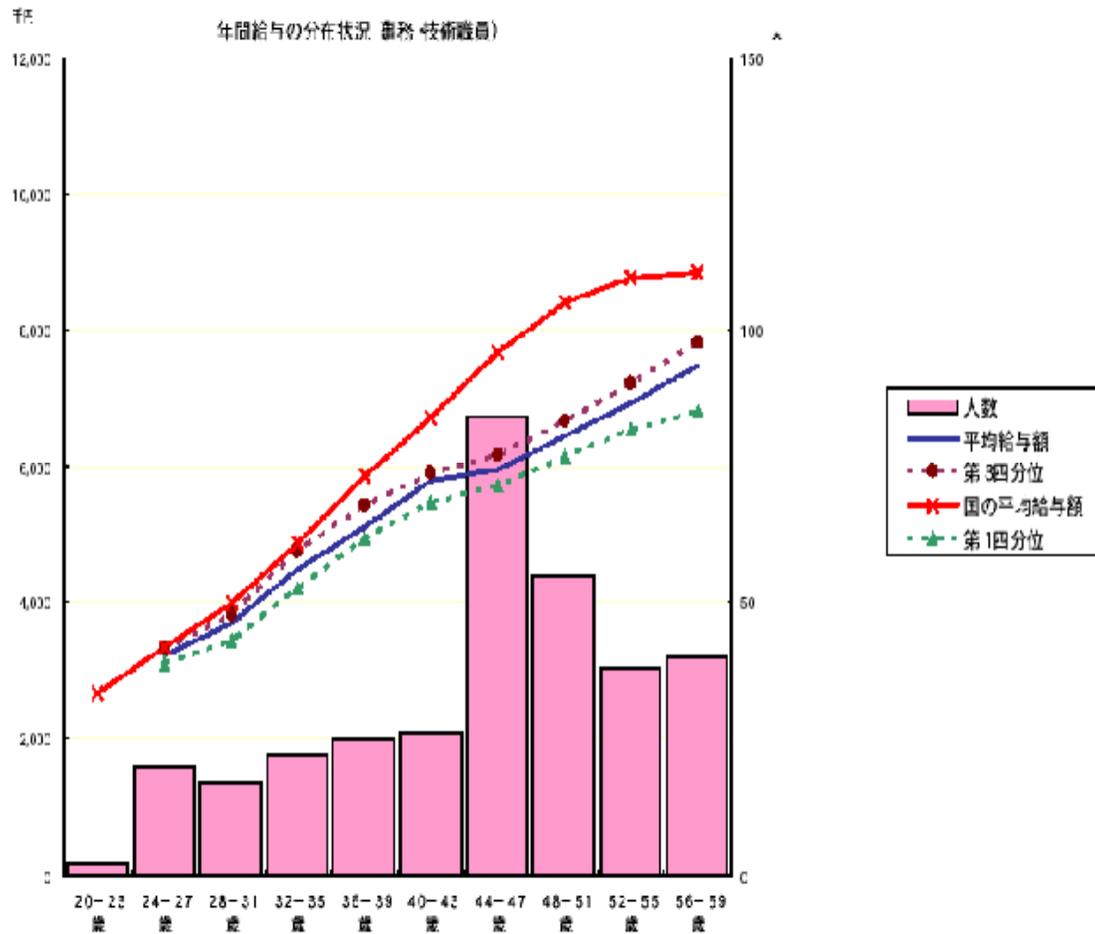
それはさておき、給与が減る、というのは重要な問題です。国家公務員給与法による給与体系は、他組織のものであり、それに便乗するということは、盗用といってもいいくらいの経営怠慢です。さらに、それを根拠に給与を下げるのは、労働者の権利を無視した暴挙であると言えます。私大でも人勤に準拠しているところがあり、以前のマイナス勧告のときに対応して下げたところがあります。しかし、その理由(人勤に準拠している)だけで給与を下げるのは不利益変更にあたり許されないという判決がでています(記事を参照)。そもそも島大職員の給与は国家公務員よりもかなり低いという現状があります(図参照)。また、教員も全国平均に比べてかなり低いのです(表参照)。このような状況で人勤準拠に応じて給与を下げるのは不利益変更にあたり、不当であることは間違いありません。唯一、給料を下げる正当な理由として認められるのは経営悪化に伴う場合以外にはないでしょう。ない袖は振れないということで、その場合には止むを得ないことと認められることもあるでしょう。しかし、そのときには、経営陣は明確に責任をとる必要があるはずで、経営側からみれば、今日の国立大学法人は、文部科学省(財務省)に手足を縛られた状態であり、給与や研究費を下げるという努力しか方法がないということかもしれません。しかし、それは単なる詭弁であり、それですむならば、経営陣の存在理由は必要なくなってしまう。たとえ、手足が縛られていても、工夫する余地はたくさんあります。それをいかに駆使して、努力したかが経営陣の能力が評価されるのではないのでしょうか。不利益変更を行なわなくても済むように、一層の工夫・努力を熱望しています。

「人勸の漫然準拠は違法」=福岡雙葉学園の給与減額-教職員側が逆転勝訴・高裁

福岡市で私立中・高校などを運営する学校法人福岡雙葉学園が、2002、03年度の人事院勧告がマイナス勧告となったことに倣い教職員の給与を減額したのは違法だとして教職員ら31人が、差引額計約390万円の返還を求めた訴訟の控訴審判決が2日、福岡高裁であった。西理裁判長は「人事院勧告に漫然と従ったのは違法」として、訴えを棄却した1審判決を取り消し、学園側に差し引き分全額を支払うよう命じる逆転判決を言い渡した。

西裁判長は「勧告の内容は客観的根拠があるが、学園側が倣う必然性はなく、教職員側と合意もしていない。プラス勧告に従った学園の給与改定がそれまで続いていたとしても、労働者に不利となるマイナス勧告を同視するのは許されない」とした。

< 図 >



<表>

全国の平均給与（17年4月）

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成17年4月分平均支給額			
			きまって支給 する給与 (A)	うち 時間外手当	(A-B)	
	人	歳	円	円	円	
教育 関係 種	大学学長	27	66.2	998,816	0	998,816
	大学副学長	43	60.7	847,306	0	847,306
	大学学部長	247	61.0	854,256	271	853,985
	大学教授	2,735	55.9	724,420	2,082	722,338
	大学助教授	2,041	46.5	582,421	1,336	581,085
	大学講師	1,515	41.3	496,046	2,393	493,653
	大学助手	996	36.6	430,798	11,372	419,426
種	高等学校校長	72	60.6	750,750	116	750,634
	高等学校教頭	200	54.9	652,098	337	651,761
	高等学校教諭	2,882	44.2	497,317	842	496,475

島根大学役員報酬

I 役員報酬等について
① 役員報酬等の支給状況

役名	平成16年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況	
	報酬 給与	賞与	その他 （内容）	就任	退任	
法人の長	19,268	13,752	5,483	33	0	
理事 (6人)	76,615	54,360	21,676	427	152	
理事 (専任職) (0人)	1,200	1,200	0	0	0	
監事 (0人)	11,958	9,396	2,475	54	33	
監事 (専任職) (0人)	1,200	1,200	0	0	0	

$$13,752,000/12=1,146,000$$

$$54,360/12/5=906,000$$

職員給与

（事務・技術職員）

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
部長	3	58.2	-	-	11,328	-	-
課長	17	55.6	7,810	8,227	8,729	9,146	9,563
課長補佐	29	55.2	6,994	7,162	7,276	7,444	7,612
係長	143	48.5	5,890	6,230	6,509	6,849	7,189
主任	84	43.1	5,096	5,457	5,792	6,153	6,514
係員	53	29.9	3,218	3,650	4,092	4,524	4,956

注：本法人には、「本部部長」と「地方部長」の区分がないため、「部長」を記載した（課長）以下の職位についても同じ。
なお、「課長」には同相当職である「事務長」を、「課長補佐」には同相当職である「監長」、「専門員」を、「係長」には同相当職である「専門職員」、「技術専門職員」を含む。

（教育職員（大学教員等））

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
教授	212	54.9	9,751	10,349	10,917	11,505	12,093
助教授	165	42.5	7,388	7,900	8,493	9,005	9,517
講師	28	43.4	6,425	7,577	8,204	9,356	10,508
助手	60	38.3	5,844	6,255	6,853	7,264	7,675
教務職員	10	43.0	5,145	5,358	5,636	5,849	6,112

（医療職員（看護師））

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
看護部長	1	-	-	-	-	-	-
副看護部長	3	53.8	-	7,138	-	-	-
看護師長	27	51.6	6,681	6,870	7,009	7,198	7,387
副看護師長	43	47.1	6,177	6,322	6,595	6,740	6,885
看護師	208	34.3	3,547	4,561	5,541	6,555	7,569

注：看護部長の該当者は1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢以下の事項については記載していない。

$$-79,000$$

$$-103 \square ,000$$

平均年齢1歳若い

平均年齢4歳若い

$$10,349,000/(12+4.5)=627,212$$

$$7,900,000/(12+4.5)=478,787$$

< 会見申入れ >

2005 年 9 月 21 日

島根大学長
本 田 雄 一 殿

島根大学職員組合
中央執行委員長 相 良 英 輔

会見期日ならびに会見事項について

9 月 1 日付文書において、島根大学教職員の給与に関する学長の見解、ならびに大学の方針をお聞きするための会見を申し入れていたしましたが、未だに回答をいただいております。つきましては、早急に期日設定されることを要求します。その際、下記の事項について考えを述べていただくよう要望します。

記

日 時：9 月 26 日(月)～27 日(火)または 10 月 3 日(月)～5 日(水)の 9 時～17 時のいずれかの時間のうち 1 時間程度

場 所：貴職でご指定下さい

出席者：組合役員 15 名以内

説明要望事項

1. 今年度の給与削減および来年度以降の地域給導入を柱とする人事院勧告(以下、人勧)に対応した給与改定を実施するのでしょうか。
2. 人勧では今年度 0.3%の給与引き下げとなっていますが、人件費を含む大学運営交付金(以下、交付金)は年度初めに決定されていると聞いています。したがって、今年度引き下げる必要はないと考えますが、如何でしょうか。
3. 毎年 1%の効率化係数により減額される交付金には人件費も含まれていると考えますが、人勧に対応する可能性のある人件費の増減は交付額の算定に反映されるのでしょうか。
4. そもそも、非公務員である国立大学法人職員の給与は人事院勧告の適用対象ではないと考えますが、いかがでしょうか。
5. 上記に関し、島根大学独自の給与体系を作成する必要があると考えますが、本作業の進捗状況をお聞かせ下さい。
6. 各種資料によれば、国立大学教員および事務・技術職員の給与は私立大学教員や国家公務員のそれに対し著しく少なくなっています。来年度以降、地域給導入による給与削減が実施された場合、その格差は拡大します。このことは、島根大学の人材確保という観点からも問題と考えますが、学長の見解をお聞かせ下さい。